



## 国民健康保険税

# 税のお知らせ

平成27年度から税率と納付回数が変わります



### 税率を引き下げます

- 資産割を廃止します
- 医療保険分の税率を引き下げます

所得割	7.8%	→	7.7%
均等割額	28,400円	→	28,000円
平等割額	28,000円	→	26,000円

※後期高齢者支援金分および介護納付金分の税率は変更ありません。



### 国保税の納付回数が変わります

8回  
(7月～翌年2月)



12回  
(4月～翌年3月)  
※毎月



平成27年度の納税通知書(納付書)は、2回に分けて送付します

4月中旬 暫定賦課分(4月～6月納付分)

7月中旬 本賦課分(7月～翌年3月納付分)

※平成27年度の国民健康保険税の詳細は、「広報しおがま3月号」と併せて配布する「塩竈市国保特別号」でお知らせします。

**問** 国民健康保険税の算定について  
 税務課市民税係 ☎364-1111(内線394)  
 国民健康保険の制度について  
 保険年金課保険総務係 ☎364-1111(内線222)



## 軽自動車税

平成27年度から税率が変わります

### ◆原動機付自転車など

広報しおがま12月号で、平成27年度からの原動機付自転車、二輪車、小型特殊の税率改正についてお知らせしましたが、平成27年度税制改正案において、「二輪車に係る税率の引き上げ時期の1年延期」が示されました。

詳細が分かり次第、お知らせします。

### ◆三輪以上の軽自動車

平成27年3月31日以前に新規登録した場合

今まで通り、表1の①現行税率が適用されます。ただし、平成28年度以降は新規登録から13年を経過すると③重課税率が適用されます。

平成27年4月1日以後に新規登録した場合

表1の②改正税率が適用されます。ただし、新規登録から13年を経過すると③重課税率が適用されます。

表1 軽自動車の税率(年額)

車種区分		①現行税率 H27.3.31までに新規登録	②改正税率 H27.4.1以後に新規登録 ※平成27年度から適用	③重課税率 新規登録後13年超 ※平成28年度から適用
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

※平成27年度税制改正案において、「平成27年度に新規取得した軽四輪等について燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)の導入」が示されました。詳細が分かり次第、お知らせします。

**問** 税務課市民税係 ☎364-1111(内線216・370)